

参考資料

1. 策定の経過

(1) 策定経過

年度等		主な内容	会議、説明会等
令和3年度	通年	<p>●現況及び課題の分析・整理、誘導方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、本計画を策定するにあたっての基礎調査を実施した。 伊豆市の現況分析から、立地適正化計画策定上の課題対応方策と策定方針を整理した。 	
	通年	<p>●誘導区域、防災指針、誘導施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、前年度に整理した方針を踏まえ、誘導区域、防災指針及び誘導施策の検討を実施した。 	
令和4年度	10月～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域及び誘導機能の検討にあたって、関連分野における課題・施策等について意見をいただいた。 	庁内関係課ヒアリング
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 制度趣旨及び市の課題等について説明のうえ、拠点まちづくりの基本的な考え方について意見をいただいた。 	第1回都市計画推進協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 制度趣旨について説明のうえ、地域別の誘導方針・誘導区域の案を示し、意見をいただいた。 	第1回庁内検討委員会
令和5年度	通年	<p>●誘導区域、防災指針及び誘導施策の充実</p> <p>●目標値、評価方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、前年度までの検討を踏まえ、目標値及び評価方法の検討を行い、本計画を取りまとめた。 	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> 地域別の誘導区域及び誘導施策の修正案並びに、維持・強化したい都市機能の案を示し、意見をいただいた。 	第2回庁内検討委員会
	6月		第2回都市計画推進協議会
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域及び防災指針の修正案、独自区域案を示し、意見をいただいた。 	第3回庁内検討委員会 第3回都市計画推進協議会
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域、防災指針及び独自区域の修正案並びに、目標値及び評価手法の案を示し、意見をいただいた。 	第4回庁内検討委員会
	11月		第4回都市計画推進協議会
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 計画案を説明し、意見をいただいた。 	地域別市民説明会 (各地域)
	12月25日～ 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、市役所窓口での閲覧により、計画案に対する意見を募集した。 	意見提出者数及び件数 0人、0件
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案を議案として提示の上、意見を聴取した。 ※照会→回答	令和5年度第2回伊豆市都市計画審議会

※前ページの表に記載のほか、中部地方整備局都市整備課、沼津河川国道事務所流域治水課、静岡県都市計画課、沼津土木事務所企画検査課・都市計画課、庁内関係課等との協議・調整を実施。

(2) 市民参加の記録

① 地域別説明会

本計画の概要を示す資料をもとに、地域別に市民への説明を行った。

実施時期	中伊豆地域：令和5年12月13日 土肥地域：令和5年12月14日 修善寺地域：令和5年12月18日 天城湯ヶ島地域：令和5年12月20日
実施内容など	以下の内容について説明を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の策定趣旨 ・伊豆市の将来人口と定住人口・交流人口等の創出 ・目指す将来都市構造と拠点 ・拠点で維持・強化する都市機能（誘導施設） ・災害リスクへの対応と居住湯堂 ・各地域での拠点まちづくり ・誘導施策
参加人数など	修善寺地域：3人 土肥地域：1人 天城湯ヶ島地域：2人 中伊豆地域：1人

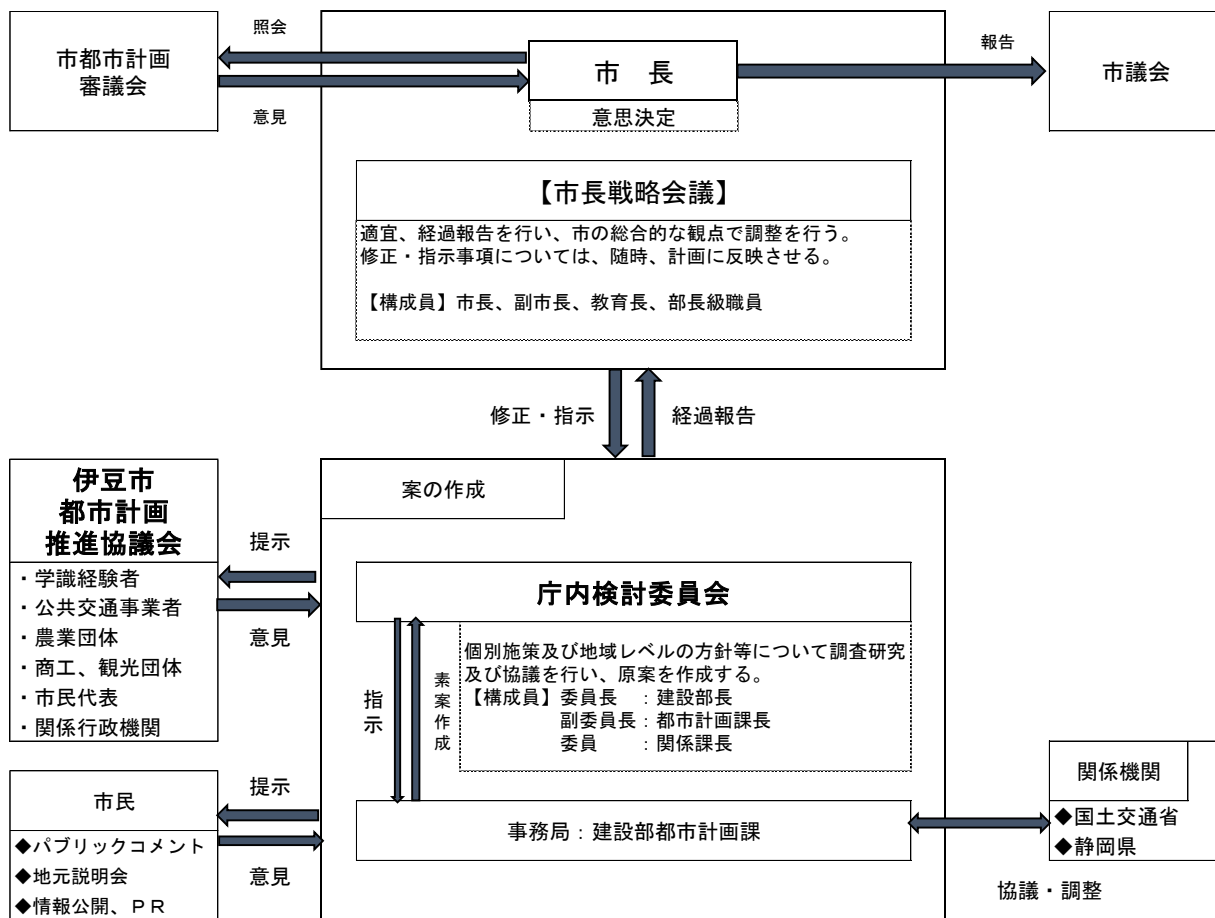
② 伊豆市立地適正化計画（原案）に関するパブリックコメント

「伊豆市立地適正化計画（原案）」を公表し、市民から計画の内容に対する意見等を募集した。

実施時期	令和5年12月25日～令和6年1月24日
実施内容など	伊豆市ホームページへの掲載及び伊豆市役所中伊豆支所都市計画課、本庁総務課、土肥支所、天城湯ヶ島支所での閲覧により、「伊豆市立地適正化計画（原案）」を公表し、意見を募集した。
参加人数など	意見提出者数：0人（意見の件数：0件）

(3) 策定組織・名簿

① 策定体制図



② 伊豆市都市計画推進協議会

【名簿】

氏名	所属、職名等	区分	選任分野
大沢 昌玄	日本大学 理工学部 土木工学科 教授	学識経験者	都市計画 都市交通
伊藤 光造	NPO法人 くらしまち継承機構 理事長	学識経験者	都市計画 建築
岩崎 勝一	伊豆箱根バス株式会社 三島営業所 所長	公共交通事業者 (バス)	公共交通
青木 守	株式会社東海バス 取締役修善寺営業所長	公共交通事業者 (バス)	公共交通
三須 誠	元 伊豆市農業委員会 副会長	関係機関	農業
山田 健次	伊豆市商工会 会長	関係団体	商工業
勝呂 克彦	一般社団法人 伊豆市観光協会 会長	関係団体	観光
梅原 久善	社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会 事務局長	関係団体	福祉
土屋 秀行	不動産会社経営	市民	市民代表 (修善寺地域)
青木 加奈	建設会社勤務	市民	市民代表 (土肥地域)
堀井 真以子	店舗経営	市民	市民代表 (天城湯ヶ島地域)
三須 好弘	中大見地域づくり協議会 理事	市民	市民代表 (中伊豆地域)
長谷川 孝幸	静岡県沼津土木事務所 都市計画課長	関係行政機関	都市計画

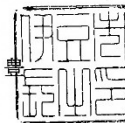
【要綱】

伊豆市告示第193号

伊豆市都市計画推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和4年11月18日

伊豆市長 菊地 豊



伊豆市都市計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定又は改定及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条の規定に基づく立地適正化計画の作成又は変更並びに同法第46条の規定に基づく都市再生整備計画の作成又は実施に当たり、関係者の意見を広く求めるための組織として、伊豆市都市計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 伊豆市の都市計画に関する基本的な方針の策定又は改定に関すること。
- (2) 伊豆市の都市再生整備計画の作成又は実施に関すること。
- (3) 伊豆市の立地適正化計画の作成又は変更に関すること。
- (4) その他伊豆市の都市計画・都市整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共交通事業者の代表者
- (3) 農業関係団体の代表者
- (4) 商業関係団体の代表者
- (5) 観光関係団体の代表者
- (6) 市民の代表者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該計画の策定、改定等が完了する日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、協議会の委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、第2条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会への出席を求め、その意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内検討委員会)

第8条 協議会の所掌事項に関し、庁内関係課における協議及び調整を行うため、庁内検討委員会を置くことができる。

(報償等)

第9条 委員が協議会の会議等に出席したときは、委員に報償を支給することができる。

2 前項の報償の額は、会長にあっては日額6,000円、会長以外の委員にあっては日額5,500円とする。

3 委員が公務のために旅行したときは、伊豆市証人等の実費弁償に関する条例(平成16年伊豆市条例第37号)の規定の例による実費弁償を支給することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

② 庁内検討委員会

部等	職名	主な担当分野
建設部	建設部長	委員長
	都市計画課長	副委員長、都市計画、都市施設整備
	用地管理課長	道路事業調整(国・県)、流域治水
	建設課長	道路・河川整備(市施工)
	上下水道課長	公共下水道
総合政策部	企画財政課長	総合計画、地方創生
	地域づくり課長	公共交通、DX
総務部	資産経営課長	公共施設再編
市民部	環境衛生課長	カーボンニュートラル、低炭素・脱炭素
健康福祉部	社会福祉課長	障がい福祉計画、障害者福祉施設
	参事兼健康長寿課長	介護保険事業計画、介護保険施設、病院
	子育て支援課長	こども園・保育園、子育て支援施設
産業部	農林水産課長	農地利用(農振法、農地法)
	観光商工課長	観光施設、観光振興、商業振興
危機管理課	危機管理監兼課長	国土強靱化、津波防災
教育部	学校教育課長	学校再編成、新中学校、放課後児童クラブ
	社会教育課長	文化施設、図書館、美術館建設

③事務局

【令和3年度】

所属	役職	氏名
建設部	部長	山田 博治
	理事	白鳥 正彦
都市計画課	課長	勝呂 信哉
	専門官	木原 寛
都市計画スタッフ	主幹	加藤 明伸
	主任	森 裕介
	主事	山下 大輝

【令和4年度】

所属	役職	氏名
建設部	部長	大村 俊之
都市計画課	課長	加藤 明伸
	専門官	木原 寛
都市計画スタッフ	主幹	郷野 悟史
	主査	森 裕介
	主事	山下 大輝

【令和5年度】

所属	役職	氏名
建設部	部長	大村 俊之
都市計画課	課長	加藤 明伸
	専門官	富田 敬信
都市計画スタッフ	主幹	郷野 悟史
	主査	森 裕介
	主事	山下 大輝


2. 伊豆市都市計画審議会【照会・回答】

(1) 照会

伊建都第336号
令和6年1月26日

伊豆市都市計画審議会会長 遠藤 護 様

伊豆市
上記代表者 伊豆市長 菊地 豊



伊豆市立地適正化計画の作成について（照会）


このことについて、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、審議会の意見を伺います。

(2) 回答

伊都審第3号
令和6年2月7日

伊豆市
上記代表者 伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市都市計画審議会
会長 遠藤 護



伊豆市立地適正化計画の作成について（回答）

令和6年1月26日付け伊建都第336号で照会のあったこのことについて、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定等の計画案は概ね妥当である旨回答します。
なお、下記の事項についても、十分留意されるよう要望します。

記

- 1 「伊豆市国土強靱化地域計画」を始めとする関連計画と連携のもと、自然災害による被害の抑止・軽減に努め、計画的かつ着実に防災・減災対策に取り組むこと。
- 2 土肥地域の沿岸部において、依然として狭隘な道路や木造住宅密集地区が多く、避難路の寸断や延焼火災など危険性が高いエリアがあるため、地域住民のニーズを踏まえた避難路、避難場所の整備を推進すること。